

令和7年10月24日
島根県教育庁学校企画課
担当者 和田正利
電話 0852-22-6916

教職員の飲酒運転による懲戒処分について

このことについては、下記のとおり執行したので、その概要を公表する。

記

1 該当者

- (1) 学校名 江津市立渡津小学校
(2) 職名 教諭
(3) 氏名 栗山 和暉（くりやま かずき）
(4) 年齢 28歳
(5) 性別 男

2 処分内容 懲戒処分「停職6月」

3 処分期日 令和7年10月24日

4 事実概要及び処分理由

当該教諭は令和7年6月27日（金）19時頃から、江津市内の飲食店3軒において、友人と飲酒（生ビール2杯、ハイボール1、2杯、焼酎お茶割1～3杯、カクテル1、2杯程度）をした。その後、22時半ごろ、友人の配偶者に江津市内の自宅に送ってもらい友人らと別れた。当該教諭はその後の記憶はないが、6月28日（土）の朝に目を覚ますと、松江市内の実家におり、当該教諭の自家用車は松江市内の日常的に利用する有料駐車場に駐車されていた。当該教諭は6月28日（土）の夕方に勤務校校長にこの状況を報告し、事案が発覚した。

ドライブレコーダーの記録には、6月27日（金）23時08分以降の江津市内から松江市内に移動した記録と、当該教諭が友人と通話した声が記録されており、その記録と当該教諭の供述から、当該教諭は飲酒運転をしたと判断される。

公立学校の教職員がこのような飲酒運転を起こしたことは、学校及び教職員全体に対する信頼を損なうものであって、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

このため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定及び「教職員の懲戒処分及び公表の指針」に基づき、上記2の処分を行うこととした。

5 その他

- (1) 当該教諭の勤務校管理職には管理責任を問い合わせ、管轄の教育委員会において校長に文書訓告、教頭に口頭訓告が行われた。
(2) 再発防止に向けた対応として、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに、今回の事案を踏まえた服務規律確保の徹底について文書通知を行うとともに、今後の研修会・会議等の機会を通じて重点的に周知等を行う。